

# 令和8年度 大江町移住支援制服等購入補助金交付要綱

令和8年4月1日

## (目的)

第1条 転校等に伴う負担を軽減し子育て世帯の移住を推進するため、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転校等 大江町への転入に伴い、在籍していた小中学校等から籍を移すこと。新入学等を除く。
- (2) 小中学校等 学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校及び児童福祉法に定める児童福祉施設をいう。

## (交付対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、令和8年度に小中学校等へ転校等をした児童等の保護者とする。ただし、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 町税の滞納がないこと。
- (2) 大江町内に在住していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## (補助金額)

第4条 補助金額は、児童等が転校等をした小中学校等が指定した準備すべき物品の合計額とし、小中学校等へ照会した結果により基準額を別表のとおり定める。被服類は1着分の額とする。

2 前項の定めのない小中学校等の場合、小中学校等が指定する準備すべき物品の合計額とし、千円未満の端数を切り捨てる。

## (交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援制服等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 転入前の市町村税納税証明書
- (2) 小中学校等が指定する制服や物品等がわかる書類（第4条第2項の場合）
- (3) 前号の領収書（第4条2項の場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、令和9年3月20日を期限とする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、申請者に係る第3条に掲げる要件を審査し、交付すると決定したときは、移住支援制服等購入補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(補助金の返還)

第7条 町長は、交付決定を受けた者が、補助金を申請した年度内において、第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、当該補助金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。